

令和5年度
第1回 太宰府市税制審議会
議事録

令和5年9月21日（木）

太宰府市 市民生活部 税務課

令和5年度第1回 太宰府市税制審議会

日 時 令和5年9月21日（木）午後1時58分～午後3時40分

場 所 太宰府市役所 3階 庁議室

出席委員（11名）

欠席委員（1名）

出席職員（12名）

市長

市民生活部長、総務部長、総務部理事、経営企画課長、

税務課長、企画政策係長、財政係長、市民税係長、

ほか3名

(進行：市民生活部長)

1. 委嘱状交付

資料1の順に各委員に対し、市長持ち回りにより、委嘱状を交付。

2. 市長あいさつ

市長によるあいさつ

3. 委員、事務局紹介

各委員、出席職員による自己紹介。

4. 太宰府市税制審議会規則説明

資料2太宰府市税制審議会規則を用い、税務課長が説明。

5. 会長、副会長選出

市民生活部長 会長及び副会長の選出でございます。太宰府市税制審議会規則第5条の規定に基づき、会長及び副会長につきましては「委員の互選により定める」とされております。

委員の皆様の中で、どなたか会長及び副会長を立候補または推薦される方はいらっしゃいませんか。

いらっしゃらないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(委員より「異議なし」の声)

市民生活部長 それでは会長をA委員に、副会長をB委員にお願いしたいと思います。よろしければ、皆さんの拍手でご承認をお願いいたします。

(委員全員より拍手あり)

市民生活部長 それでは会長をA委員に、副会長をB委員にお願いいたします。会長及び副会長はそれぞれの席へ移動をお願いいたします。

6. 会長、副会長あいさつ

会長、副会長によるあいさつ。

7. 諮問

市長から会長へ、歴史と文化の環境税について諮問。(諮問書)

税務課長より諮問内容の説明。

(進行：会長)

8. 資料説明

会長 それでは議事進行を務めさせていただきます。さっそく議事に入ります。次第にあります8番、資料説明について事務局から説明します。

税務課長 資料3「太宰府市歴史と文化の環境税条例」、資料4「歴史と文化の環境税」、資料5「添付資料」について説明。

会長 歴史と文化の環境税についての説明をいただきました。ここで、10分ほど休憩を取りたいと思います。

——— 休憩 午後2時55分～午後3時05分 ———

会長 会議を再開いたします。歴史と文化の環境税意識調査について、説明をお願いします。

税務課長 資料6「歴史と文化の環境税に関する意識調査報告書」について説明。

会長 それでは続きまして、令和4年度決算の概要について説明いただきたいと思います。

経営企画課長 資料7「令和4年度決算の概要について」説明。

会長 説明が終わりました。この3点につきまして、ご質問、ご意見があれば、お願いします。

C委員 ふるさと納税について、令和4年度が12億円というのは、どの項目に該当しますか。

経営企画課長 はい。資料7の3ページ、18番に寄附金の欄がございますが、全額ではありませんが、おおよそ、ここに入っております。

会長 ほかに、ございませんでしょうか

D委員 本題には関係ないかもしれませんが、意識調査の意見の中にいくつか出てきていますが、駅周辺に、たばこを吸うところがありません。ポイ捨てが多いんです。これから冬にかけて、枯れ草に火がついて文化財が火事になる、ということが1番恐ろしいです。そういうことを考えて、駅あるいは、九博の通りなどに、きちんとした喫煙スペースを設けてもらいたい。すると今度は、それを誰が管理するのかという問題がありますが、そこまでを住民に押し付けられると我々も困りますが。協力はしますので、市のほうで率先して、していただきたい。特に今の時間帯に私は、その周辺で子供たちの見守りをしていますので。住宅の中に入ってまで吸っている人がいます。私が注意をしますけども。お願いしたいと思います。

それとトイレですね。トイレも太宰府駅にしかありません。太宰府館にトイレがあることを観光客は知らないんですね。掲示をきちんとしてもらいたいなど。

それからもう1つは、渋滞の話です。ゆめ畑から小鳥居小路の朝の時間帯は朝の7時から9時は一方通行になりますが、車1台しか通れない道なんです。そういうところも何か方法を考えてもらいたい。メイン道路が渋滞するので、この道を利用して宇美のほうに抜けて行きます。子供たちが150人くらい登下校しますので大変困っております。業者の車が狭い道に駐車したり、タクシーが、横断歩道の真ん中に停めて、乗客を降ろしたりしているので注意すると、何だ、という顔をされます。そういうこ

とも含めて、検討をお願いしたいと思っています。

副会長 税制審議会の所掌事務は、法定外税の導入とその他税務行政に関することですので、今の発言は行政へのご意見として承るということにさせていただきたいと思えます。行政のほうは、大丈夫ですか。

市民生活部長 はい。庁内で共有させていただきます。

会長 ほかにございませんか。

(委員から意見なし)

会長 それでは、ほかにご意見はないようでございますので、議事の資料説明につきましては、これで終わります。

そのほか、事務局から何かありませんか。

税務課長 事務連絡がございます。

(事務局より事務連絡)

会長 以上をもちまして、第1回太宰府市税制審議会を閉会いたします。

——— 終了 午後3時40分 ———